別表第七㈢の表の備考１中「第37条の14第31項」を「第37条の14第34項」に改め、同表の備考２㈠中「。⑻ニ及び⑼において同じ」「。⑻ホにおいて同じ」及び「。⑻ニにおいて同じ」を削り、同表の備考２㈢中「第18条の15の３第15項第２号」を「第18条の15の３第10項第２号」に改め、同表の備考２㈣中「分割等上場株式等」の」の次に「「合計」の」を加え、「ハ⑴若しくは⑵に」を「ハに」に、「同じ。）、満期移管上場株式等（同年中に当該非課税口座に受け入れた同項第２号ロ」を「同じ。）」に改め、「、第４号ロ又は第６号ニ」を削り、「に掲げる上場株式等をいう。以下２において同じ。）又は」を「又は」に、「同条第24項、第28項」を「同条第22項、第29項」に、「含む。以下２において同じ」を「含む」に、「種類別及び銘柄別に、それぞれ次のように」を「当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等のその年における取得対価の額（法第37条の14第５項第２号イに規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等（同号ロに掲げる上場株式等をいう。）に係る同号イに規定する取得対価の額とする。）の合計額を」に改め、同表の備考２㈣イからホまでを削り、同表の備考２⑸から⑻までを次のように改める。

⑸　「その年中に払出しがあつた上場株式等」の「合計」の欄には、その年中に当該非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定からの払出しがあつた非課税口座内上場株式等につき、当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定ごとの第18条の15の９第２項第５号に規定する合計額を記載すること。

⑹　「口座内の配当等の交付状況」の「合計額」の欄の「その年中に交付を受けた配当等の額」の項には、その年中に当該非課税口座において交付された非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額を記載すること。

⑺　「その年12月31日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額」の欄には、次のように記載すること。

イ　「特定累積投資勘定」の欄には、その年の基準日（第18条の15の９第２項第７号に規定する基準日をいう。ロにおいて同じ。）における施行令第25条の13第38項第１号に定める金額を記載すること。

ロ　「特定非課税管理勘定」の欄には、その年の基準日における施行令第25条の13第38項第２号に定める金額を記載すること。

⑻　「その他」の欄には、次のように記載すること。

イ　「被相続人の死亡年月日」の欄には、当該非課税口座につき施行令第25条の13の５に規定する非課税口座開設者死亡届出書の同条に規定する提出があつた場合における当該非課税口座開設者死亡届出書に係る第18条の15の７第２項第２号に規定する被相続人の死亡年月日を記載すること。

ロ　「非課税口座廃止届出書に係る年月日」の欄には当該非課税口座につき法第37条の14第26項の規定により同項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合における当該みなされることとなつた日を記載するとともに、「届出書の種類」の欄には該当する届出書を○で囲み、「提出年月日」の欄には当該届出書の提出年月日を記載すること。

ハ　「納税管理人」の欄には、納税管理人が明らかな場合におけるその氏名及び住所又は居所を記載すること。

別表第七㈢の表の備考２⑼から⑾までを削り、同表の備考３㈣イ中「非課税管理勘定に受け入れた上場株式等」の次に「（法第37条の14第１項第１号に規定する上場株式等をいう。以下３において同じ。）」を加え、同表の備考３㈣ロ中「投資口」の次に「（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第14項に規定する投資口をいう。以下３において同じ。）」を、「株式等証券投資信託」の次に「（公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）をいう。以下３において同じ。）」を、「非公社債等投資信託」の次に「（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものをいう。以下３において同じ。）」を加え、同表の備考３⑹ロ⑴中「特定不動産投資信託」の次に「（所得税法施行令第336条第２項第５号に規定する特定不動産投資信託をいう。）」を加え、同表の備考３⑹ロ⑵中「特定投資信託」の次に「（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第３項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。）」を加え、同表の備考３⑾を同表の備考３⑿とし、同表の備考３⑽中「係る業界コード」の次に「（金融商品取引法第２条第13項に規定する認可金融商品取引業協会が付す証券会社コード番号及び当該金融商品取引業者等における営業所コードをいう。）」を加え、同表の備考３⑽を同表の備考３⑾とし、同表の備考３⑼中「第18条の15の10第26項第１号」を「第18条の15の10第27項第１号」に改め、同表の備考３⑼を同表の備考３⑽とし、同表の備考３⑻イ中「提出を」を「同項に規定する提出を」に改め、同表の備考３⑻ロ中「⑼に」を「⑽に」に改め、同表の備考３⑻ハ中「第18条の15の10第24項」を「第18条の15の10第25項」に改め、同表の備考３⑻を同表の備考３⑼とし、同表の備考３⑺を同表の備考３⑻とし、同表の備考３⑹の次に次のように加える。

⑺　「その年12月31日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額」の欄及び「その他」の欄には、記載を要しない。

別表第十一㈠の備考２⑹中「第70条の２の２第14項第５号」を「第70条の２の２第16項第５号」に改め、同表の備考２㈦中「３以上ある」を「３人以上いる」に改める。

別表第十一㈣中

残　額 （①－②－③）

を

残　額 （①－②－③）	左のうち一般贈与財産とみなされる金額

に改め、同表の備考１中「第70条の２の２第17項」を「第70条の２の２第19項」に改め、同表の備考２㈢ロ中「第70条の２の２第14項」を「第70条の２の２第16項」に改め、同表の備考２㈢ハ中「同条第14項第４号」を「同条第16項第４号」に改め、同表の備考２㈢ニ中「同号」を「同項第１号」に、「贈与者の」を「贈与者に係る」に、「同条第14項第４号」を「同条第16項第４号」に改め、同表の備考２㈢に次のように加える。